

東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給要綱

	19産労雇就第537号平成20年	3月31日
改正	21産労雇就第728号平成22年	4月 1日
改正	24産労雇就第951号平成25年	3月29日
改正	26産労雇就第898号平成27年	3月30日
改正	27産労雇就第1185号平成28年	3月31日
改正	28産労雇就第1146号平成29年	3月31日
改正	29産労雇就第1197号平成30年	3月30日
改正	30産労雇就第1209号平成31年	3月29日
改正	3産労雇就第1127号令和 4年	2月25日
改正	5産労雇就第1032号令和 6年	2月 1日
改正	6産労雇就第1249号令和 7年	3月11日

(通 則)

第1条 東京都中小企業障害者雇用支援助成金（以下「助成金」という。）の支給については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日37付財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 助成金は、障害者を雇入れた場合に支給される雇用保険法（昭和49年法律第116号）、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和41年政令第262号）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金の特定就職困難者雇用開発助成金若しくは特定求職者雇用開発助成金の特定就職困難者コース（以下「特開金」という。）又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは特定求職者雇用開発助成金の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース（以下「発難金」という。）の助成対象期間が満了になる中小企業事業主に対して、引き続き都が独自に賃金助成をすることにより、大企業に比べて障害者雇用が進んでいない中小企業における障害者雇用の拡大と定着促進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第3条 助成金は以下の各号の全てに該当する事業主（以下「助成対象事業主」という。）に対して支給する。

- (1) 公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、次のいずれかに該当する者（平成28年10月1日以降に東京都中小企業障害者雇用支援助成金の第1期助成対象期間を迎える、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条の規定による就労継続支援A型事業の利用者を除く。以下「障害者」という。）を、常用労働者として雇入れた事業主であること。
 - ア 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）

イ 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（以下「知的障害者」という。）
ウ 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）
エ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者。
ただし、障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同条第6号に規定する精神障害者である者は除く。

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する治療方法が未確立又は、その他の特殊の疾病に罹患しており、障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。ただし、障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同条第6号に規定する精神障害者である者は除く。

- (2) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- (3) 当該障害者を特開金又は発難金の助成対象期間満了後も引き続き常用労働者として雇用する事業主であること。
- (4) 当該障害者を雇入れた日現在において、業種ごとに以下に該当する事業主であること。

小売業・飲食店	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数50人以下
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者数300人以下

- (5) (4)に該当しない事業主が設立した障害者雇用促進法第44条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に係る子会社（以下「特例子会社」という。）に係る事業主でないこと。
- (6) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に基づき総務局長が指定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (8) 過去5年間に労働関係法令、障害者虐待防止法、その他重大な法令違反等がないこと。
- (9) 都税の未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、事業主（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員、及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する場合には、補助金の交付の対象としない。

（支給対象）

第4条 助成金は、当該障害者の当該助成対象事業主による雇入れに係る特開金の助成対象期間の末日が平成20年3月31日から令和11年3月30日までの間にある障害者に係る当該雇入れについて支給するものとする。

2 前項の規定は、発難金については、助成対象期間の末日が平成27年3月31日から令和11年3月30日までの間にある障害者とする。

（助成金額）

第5条 支給する助成金の額は、その者を雇用することが助成金の支給要件とされている障害者

(以下「支給対象者」という。) 1人につき1月当たり重度障害者等60,000円、それ以外の障害者は36,000円を、次条により算定した月数を乗じて得た額とする。

- 2 この要綱において「重度障害者等」とは次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者(短時間労働者を除く。)
 - (2) 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者(短時間労働者を除く。)
 - (3) 精神障害者(短時間労働者を除く。)
 - (4) 雇入れられた日現在の満年齢が45歳以上の身体障害者(短時間労働者を除く。)
 - (5) 雇入れられた日現在の満年齢が45歳以上の知的障害者(短時間労働者を除く。)
- 3 この要綱において短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう。

(助成対象期間)

- 第6条 助成金の助成対象期間は、支給対象者ごとに、特開金又は発難金の助成対象期間の末日の属する月の翌月1日から起算して3年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象期間の中途において次のいずれかの理由により、助成対象事業主が支給対象者を雇用しなくなった場合における助成対象期間は、雇用しなくなった日の属する月の前月までの期間とする。ただし、雇用しなくなった日が月末日である場合には、雇用しなくなった日の属する月までの期間を助成対象期間とする。
 - (1) 支給対象者の責に帰すべき理由により解雇した場合
 - (2) 支給対象者が自己の都合により退職した場合
 - (3) 支給対象者が死亡した場合
 - (4) 天災事変その他やむを得ないと認められる事由により事業の継続が不可能となったため解雇した場合
 - 3 第1項の規定にかかわらず、支給対象者の1月当たりの賃金支払総額が前条第1項に定める1月当たりの助成金の支給額に満たない月がある場合は、その月は助成金の助成対象期間から除外する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、支給対象者が1月の全期間において東京都外の事業所に勤務する場合は、その月は助成金の助成対象期間から除外する。

(継続雇用計画書の提出)

- 第7条 助成金の支給を受けようとする助成対象事業主は、特開金又は発難金の助成対象期間満了前又は満了後速やかに当該支給対象者を引き続き雇用する予定を記した継続雇用計画書(様式第1号)を特開金又は発難金の支給決定通知書(写)を添付の上、知事に提出しなければならない。

(巡回訪問)

- 第8条 前条に基づき、継続雇用計画書を提出した助成対象事業主に対しては、巡回訪問を実施する。
- 2 巡回訪問においては、当該計画書に係る支給対象者の雇用状況の確認を行うとともに、障害者の職場定着をより効果的にすすめるために、様々な支援制度の紹介や雇用管理等に関する相談に応じる。
 - 3 助成対象事業主は、第1項の規定により、巡回訪問があった場合には、これに応じなければならない。

(助成金の支給申請)

- 第9条 助成金の支給を受けようとする助成対象事業主は第6条第1項の規定による助成対象期間の最初の6月を第1期とし、以後6月ごとに区分した各期(第6期まで)の終了日以前1月以

内に知事に支給の申請をしなければならない。ただし、支給申請期間内に助成金の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1月以内に申請することができる。

2 前項の申請は、東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給申請書（様式第2号）（以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。ただし、その内容が変更された場合などを除き、原則として第2期以降の申請の際は、提出不要とする。

（1）支給対象者の特開金又は発難金の支給決定通知書（写）

（2）支給対象者の障害者手帳（写）、主治医の意見書（写）、医師の診断書（写）又は医療受給者証（写）

※当該助成対象期間内において障害者であることが確認できるものであること。

（3）支給対象者の雇用契約書（写）、雇入れ通知書（写）又は労働条件通知書（写）

※当該助成対象期間内における労働条件（勤務日、勤務時間、賃金、休日・休暇等）について確認できる書類であること。

（4）誓約書（様式第2号－2）

（5）その他知事が必要とする書類

（支給決定）

第10条 知事は、前条の規定により提出された支給申請書の内容を審査の上、適正と認めたときは、助成金の支給の決定を行う。

2 知事は、支給を決定したときは、東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給決定通知書（様式第3号）により当該申請者（以下「助成事業者」という。）に通知する。

3 知事は、第1項の規定により審査をした結果、申請書の内容が適正と認めることができない場合、又は助成対象事業主が第22条に定める検査等に応じないときは、助成金の不支給の決定を行い、東京都中小企業障害者雇用支援助成金不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、第6条第1項の規定による最初の6月を第1期とし、以後6月ごとに区分した各期（第6期まで）の経過後1月以内に知事に次に掲げる書類を添えて実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、実績報告期間内に実績報告書の提出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1月以内に提出することができる。

（1）支給対象者の当該助成対象期間に支払われた賃金について確認できる賃金台帳（写）
（原本証明したもの。）

（2）支給対象者の当該助成対象期間（月初から月末まで）の出勤簿等（写）
（原本証明したもの。）

（3）その他知事が必要とする書類

（額の確定）

第12条 知事は、前条の規定に基づき実績報告を受けた場合には、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該実績が第9条に基づく支給決定の内容及びこれに付した条件に該当すると認めたときは支給すべき助成金の額を確定し、額の確定通知書（様式第6号）により当該助成事業者へ通知する。

（助成金の支払）

第13条 知事は、前条の規定により額の確定通知書を助成事業者へ通知した後、当該助成事業者

に対して、当該助成事業者による請求手続に代えて、支払額調書を発行し、当該支払額調書に基づき助成金を支払うものとする。

(申請の撤回)

第14条 知事は、第10条第2項の規定により通知をする場合において、助成事業者が支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。

2 助成事業者は、前項に規定するほか、支給申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(所在地の変更等)

第15条 助成事業者が、名称、所在地、代表者等を変更したときは、助成事業者の〔名称、所在地、代表者等〕変更報告書(様式第7号)により遅滞なく知事に報告しなければならない。

(支給決定の取消し)

第16条 知事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は助成事業者が第22条に定める検査等に応じないときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) その他助成金等の支給の決定の内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 算定期間中に支給対象者を雇用しなくなった場合。ただし、次のアからエまでのいずれかの理由に該当する場合を除く。

ア 支給対象者の責に帰すべき理由により解雇した場合

イ 支給対象者が自己の都合により退職した場合

ウ 支給対象者が死亡した場合

エ 天災事変その他やむを得ないと認められる事由により事業の継続が不可能となったため解雇した場合

(4) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(助成金の返還)

第17条 知事は、前条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、算定期間中の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者が助成金が支払われている時は、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 前条の規定により助成金の返還を命じられた助成事業者は、当該命令に係る助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 知事が助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第20条 第18条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第21条 助成事業者は、支給対象者の賃金等に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第22条 知事は、助成対象事業主及び助成事業者に対して、この要綱に定める支給要件を満たしていることを確認するため、検査、関係者の立入調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 助成対象事業主又は助成事業者は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

3 知事は、助成対象事業主又は助成事業者が第1項の規定に基づく検査等に応じないときは、助成金の不支給決定、支給決定の取消しを行い、又は助成金の返還を命じることができる。

(非常災害の場合の措置)

第23条 非常災害等による被害を受け、支給対象者の雇用が困難となった場合の助成事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(継続雇用実態調査)

第24条 助成対象期間満了後も支給対象者を継続して雇用している助成対象事業主に対して助成対象期間満了後2年を経過するまでの間、6月に1度、雇用状況の調査を実施する。

2 助成事業者は、前項の調査依頼があった場合は、これに協力しなければならない。

(提出様式の使用)

第25条 助成金の申請等に係る提出様式は、改正前の旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(その他)

第26条 助成金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に支給申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に支給申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に支給申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の支給申請であっても、助成対象期間のうち、この要綱の施行前の期間に該当する月の1月あたりの助成金額は、なお従前の例による。
- 3 平成29年10月31日までに第4期を迎える支給対象者の助成対象期間は、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の支給申請であっても、助成対象期間のうち、この要綱の施行前の期間に該当する月の1月あたりの助成金額は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の支給申請であっても、助成対象期間のうち、この要綱の施行前の期間に該当する月の1月あたりの助成金額は、なお従前の例による。